

龍ヶ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
に関するQ&A

【補助金制度全般について】

(申請書や添付書類等の名前)

Q 1 申請者と見積書宛名が違いますが、問題ありませんか？

A 1 書類等は、全て同一人で宛名等が異なっている場合には、受付ができません。
申請者宛の見積書が必要となります。

(消えるボールペンの使用)

Q 2 文字が消せるボールペン(フリクションボール等)で記入してしまいましたが、大丈夫ですか？

A 2 消せるボールペンではなく、油性等のボールペンで書き直してください。

【補助金申請について】

(市外在住者の申請)

Q 3 現在、市外のアパートに住んでいます。補助対象設備を設置した住宅を新築しようと考えていますが、補助金の申請はできますか？

A 3 補助金交付要綱の要件を満たしていれば、申請は可能です。なお、実績報告書を提出する際には、設置場所に住民票が異動されている必要があります。

Q 4 平日は都内のマンションに住んでいます。週末は龍ヶ崎市にある自己所有の別荘で生活しています。住民票は都内のまま、別荘に設置する場合、補助金の申請はできますか？

A 4 設置後の主たる生活が龍ヶ崎市内となり、かつ、設置場所に住民票を異動するのであれば申請が可能です。

(建売住宅購入時の申請)

Q 5 建売住宅を購入する場合でも、申請はできますか？

A 5 補助金交付要綱の要件を満たしていれば住宅購入者(売買契約者)による申請が可能です。ただし、住宅の引渡し前の申請が必要です。

(機器設置後の申請)

Q 6 申請等の設置工事が終了していますが、今から申請はできますか？

A 6 申請は、設置工事の着手前であることが必要ですので、申請ができません。

(不交付決定後の再申請)

Q 7 一度申請しましたが、市税等の未納があり不交付決定となりました。未納分を完納すれば、再申請できますか？

A 7 できます。ただし、設置工事を着手する前に申請する必要があります。

(申請の取下げ)

Q 8 交付決定前に設置工事の契約解除をしましたが、何か手続きは必要ですか？

A 8 中止承認申請書(様式第5号)の提出が必要です。受付後、市より中止承認通知書(様式第6号)を送付します。

【補助金申請書類について】

(申請者の住所)

Q 9 申請者の住所は、設置する住所ですか？現住所ですか？

A 9 申請時に、住民票のある住所を記入してください。

(申請書の訂正)

Q 10 申請書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

A 10 訂正の場所に二重線を引き、訂正してください。

(建売住宅の設置期間)

Q 11 建売住宅を購入する場合の工事着工(竣工)予定日は、いつの日を記入すればいいですか？

A 11 着工予定日は契約日、竣工予定日は引渡し予定日を記入してください。

(設置期間について①)

Q 12 工事竣工予定日の期限はいつですか？

Q 12 実績報告書の提出期限である、申請年度の3月20日が期限になります。それまでに終了するようにスケジュールを組んでください。

(設置期間について②)

Q 13 工事竣工予定日は、いつの日を記入すればいいですか？

A 13 設置工事が完了する予定日を記入してください。

(設置期間が不明確)

Q 14 機器の納期が3ヶ月以上かかりそうなので、工事着工(竣工)予定日欄を記入できませんが、補助金の申請はできますか？

Q 14 未記入の場合は、申請できません。設置業者とよく相談のうえ、必ず、記入してください。

(契約書の印鑑)

Q 15 契約書の印は実印でなければ駄目ですか？

A 15 実印の必要はありませんが、申請者と業者等が押印した契約書の写しが必要です。

【変更手続きについて】

(設置機器の変更)

Q 16 申請時に記入した機器が在庫切れのため、異なる機器に変更しました。メーカーと金額には変更がありません。この場合、変更申請書を提出する必要がありますか？

A 16 必要です。補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出してください。

（変更申請時の必要書類）

Q17 補助金変更承認申請書を提出の際に、どのような添付書類が必要ですか？

A17 変更内容により異なりますが、「変更契約書の写し」や「変更後の機器の形状、規格等が分かるカタログ等の写し」などを添付してください。

（完了予定日の変更）

Q18 完了予定日が変更になってしまいました。何か手続きは必要ですか？

A18 申請時に記入いただいた予定日までに完了できれば不要です。なお、完了予定日が変更となる（遅れる）場合は、市役所生活環境課にご連絡ください。

【実績報告書について】

（建売住宅の領収書）

Q19 建売の住宅を購入した場合、領収書はどのようなものが必要になりますか？

A19 添付する内訳書等に設置機器に係る明細が記載されていれば、購入総額の領収書であっても支障ありません。

（他の工事と一緒にの領収書）

Q20 蓄電システムを設置しましたが、他の工事と一緒にのリフォーム契約なので蓄電システムのみ領収書がありません。

A20 添付する内訳書等に設置した蓄電システムに係る明細が記載されていれば、他の工事との総額が記載された領収書でも支障ありません。

（ローンを組んだ場合の領収書）

Q21 ローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があります。その際、実績報告書に添付する支払いを証明する書類はどのようなものになりますか？

A21 補助対象設備の引渡しを受けたことを確認できる書類が必要になります。市HPに参考様式を掲載していますので、設置業者等による証明書類を提出してください。

（工事請負契約書に相当する領収書が出せない場合）

Q22 工事請負契約書に記載してある金額と合致する領収書がありません。どうすれば良いですか？

A22 補助対象設備の引渡しを受けたことを確認できる書類が必要になります。市HPに参考様式を掲載していますので、設置業者等による証明書類を提出してください。

（申請と実績報告で同じ書類がある場合）

Q23 申請時の見積書と実績報告の内訳書が同じ書類（工事金額の変更なし）なので、添付を省略できますか？

A23 省略できません。申請と実績報告は別の手続きになりますので、同じ書類であっても必ず添付してください。

（添付写真）

Q24 写真のサイズは、どれ位の大きさが必要ですか？

A24 特に指定はありませんが、A4用紙に直接、印刷したもので結構です。なお、L版サイズの場合には、A4の用紙に剥がれないように糊付けしてください。

（住民票の謄本）

Q25 添付書類として「住民票の謄本」があります。申請者のみが記載されている住民票では駄目ですか？

A25 「住民票の謄本」は世帯全員が記載されているものとなりますので、申請者のみではなく、世帯全員が記載されている住民票をご提出ください。市民窓口課や出張所等で発行されるものを、コピーをせずにそのままご提出ください。

（設備の保証書）

Q26 設置業者から保証書を受け取りましたが、設置業者等を記載する欄が未記入でした。このような保証書の写しでも大丈夫ですか？

A26 必要事項を記入した後、写しをご提出ください。

【補助金交付請求書について】

（交付決定者欄の印鑑）

Q27 印鑑は実印ですか？

A27 認印で結構です（スタンプ印は不可）。

（請求書の訂正①請求金額）

Q28 補助金交付請求書の請求金額を間違えて記入してしまいましたが、訂正はできますか？

A28 請求金額の訂正はできませんので、新しく書き直してください。

（請求書の訂正②請求金額以外）

Q29 補助金交付請求書を間違えて記入してしまいましたが、訂正はできますか？

A29 請求金額以外の項目は訂正できます。訂正の場所に二重線を引き、交付決定者欄に押印してある印鑑で訂正印を押してください。

（提出から振込までの期間）

Q30 補助金交付請求書を提出しました。提出からどのくらいで振り込まれますか？

A30 請求書受領後振込までに、2週間から3週間程度かかります。

（通帳への印字）

Q31 補助金が振り込まれる際、通帳にはどのように記載されますか？

A31 「リユウガサキシ」と記載されます。